

「牛久市除染実施計画」を策定しました

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質の飛散は、関東地方を含む広範囲に広がり、牛久市でも健康や生活環境に及ぼす影響について市民の間で不安が生じています。

市は、市民の不安を解消し、原子力発電所の事故以前の暮らしを取り戻すことを目的に、「放射性物質除染対処特措法」に基づき除染に取り組めます。

国の財政支援を受けて効率的な除染を進めるため、平成23年12月28日付で環境大臣から「汚染状況重点調査地域」の指定を受け、国との協議を進めてきましたが、5月28日、国の承認を受け、「牛久市除染実施計画」を策定しましたので概要をお知らせします。

除染実施に関する方針

「放射性物質除染対処特措法」に基づき除染に取り組む、平成26年3月末までに追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト(毎時0・23マイクロシーベルト)以下にすることを目指します。

除染にあたっては、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもへの対応に十分配慮することが必要であることから、日常生活の中で子どもが多く利用する施設・場所の除染を最優先に行っていく予定です。

除染の対象区域

平成23年9月29日に、文部科学省から発表された航空機モニタリング調査結果と環境省の「除染関係ガイドライン」に基づき、市が空間放射線量を調査した結果、市内全域を除染の対象区域にしました。

優先順位

保育園、幼稚園、小中学校、公園、スポーツ施設など日常生活の中で子どもが多くまたは長時間利用する施設・場所を子ども関連施設と位置付け、最優先に除染を行います。

本計画の策定に先立ち、市では平成23年度から除染を開始しており、保育園、幼稚園、小学校、中学校および公園12カ所の除染を実施しました。今年度も、空間放射

線量率の高さや利用頻度などを考慮した上で、優先順位を定め、公園の除染を行っていきます。

スポーツ施設や子どもたちが利用する通学路、私有地についても順次、取り組んでいきますが、まずは多くの方が利用する公園の除染作業を先行しつつ、具体的な実施方法を決定していきます。

除染内容

除染実施区域内では、環境省の「除染関係ガイドライン」や「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」の内容に従って除染を行います。その際、除染前に空間放射線量を測定し、線量率の高い所を中心に、適切な措置を行います。除染後は、除染前と同一位置で空間放射線量を測定し、除染が適切に実施されたことを確認します。

除去土壌などの保管

除染に伴って発生する除去土壌などについては、除染対象敷地(施設)内で埋設保管の方法で適切に管理することを基本とします。

用語解説

①汚染状況重点調査地域

「放射性物質除染対処特措法」で定義されている用語。事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、重点的に調査測定することが必要な地域。汚染状況重点調査地域の指定は、その地域の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となることが要件とされる。

②追加被ばく線量

自然放射線(東京電力福島第一原子力発電所の事故前から存在する放射性物質からの放射線)による被ばくや医療行為によって生じる被ばくを除いた被ばくによる線量。

③シーベルト

線量の単位。記号は「Sv」

④ミリシーベルト

シーベルトの千分の一を表す単位。記号は「mSv」

⑤マイクロシーベルト

シーベルトの百万分の一、ミリシーベルトの千分の一を表す単位。記号は「μSv」

一定時間(通常1時間当たり)内の空間の放射線量のこと。

⑥空間放射線量率

一定時間(通常1時間当たり)内の空間の放射線量のこと。

一定時間(通常1時間当たり)内の空間の放射線量のこと。

問 放射能対策室(環境政策課内)

☎内線1568、1569